

請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第4条第5項の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

附則第4条第5項

第1項から前項まで（※）の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成36年3月31日までに、
届け出るものとする。

※ 書面による請求を行っている介護療養型医療施設等が介護保険施設等へ移行した場合であって、引き続き
電子情報処理組織又は光ディスク若しくはフレキシブルディスクによる請求を行うことが特に困難と認め
られるもので、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

青森県国民健康保険団体連合会 御中

所在地（住所）

名称及び代表者名（氏名）

印

① 介護保険事業者番号			
② 事業所名称	フリガナ		
③ 郵便番号	—	④ 電話番号	
⑤ 事業所所在地			
⑥ サービスの種類			
⑦ 届出事由 ※該当する項目の太枠に○をつけてください。			
イ	「請求省令附則第二条による免除届出書」を提出済みの介護療養型医療施設から 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかに移行し、 移行後も引き続き単一サービス提供等事業者であるサービス事業所		
ロ	「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書」を提出済みの介護療養型医療施設から 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかに移行し、 移行後も引き続き65歳以上従事者事業者であるサービス事業所		
ハ	「請求省令附則第二条による免除届出書」を提出済みの介護療養型老人保健施設から 介護医療院に移行し、移行後も引き続き単一サービス提供等事業者であるサービス事業所		
ニ	「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書」を提出済みの介護療養型老人保健施設から 介護医療院に移行し、移行後も引き続き65歳以上従事者事業者であるサービス事業所		

※上記イ～ニにおける免除届出書を提出済みの介護療養型医療施設又は介護療養型老人保健施設の名称等を記入してください。

介護保険事業者番号			
事業所名称	フリガナ		
郵便番号	—	電話番号	
事業所所在地			
サービスの種類			

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。

附則第 4 条第 1 項

指定居宅サービス事業者のうち、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この条において同じ。）から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止するとともに、特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条第一項の本文の指定を受けることをいう。以下この項において同じ。）したものであって、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行っており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

附則第 4 条第 2 項

介護保険施設のうち、介護療養型医療施設から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護保険施設を開設することをいう。以下この項において同じ。）したものであって、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行っており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

附則第 4 条第 3 項

介護医療院のうち、介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条に規定する転換を行って開設したものに限る。以下この項において「介護療養型老人保健施設」という。）から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設することをいう。以下この項において同じ。）したものであって、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行っており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

附則第 4 条第 4 項

指定介護予防サービス事業者のうち、介護療養型医療施設から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護予防特定施設入居者生活介護に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けることをいう。以下この項において同じ。）したものであって、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行っており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

附則第 4 条第 5 項

第一項から前項までの規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成三十六年三月三十一日までに、届け出るものとする。

附則第 4 条第 6 項

第一項から第三項までの規定による届出（六十五歳以上従事者事業者である旨の届出に限る。）を行った請求事業者であって、当該請求事業者において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定施設サービス等又は指定居宅サービスに従事することとなったものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

附則第 4 条第 7 項

前項の規定による届出を行った請求事業者は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。